

○国立大学法人宮崎大学学長選考における意向投票実施取扱要項

平成17年1月17日
学長選考会議決定

改正 平成18年3月23日 平成20年3月25日
平成20年6月23日 平成26年11月19日
平成31年4月1日 令和3年1月27日
令和3年6月23日 令和4年2月3日
令和5年6月19日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）学長選考における意向投票細則（以下「投票細則」という。）第5条の規定に基づき、意向投票の実施に関し必要な事項を定める。

(委員会の運営)

第2条 国立大学法人宮崎大学学長選考細則（以下「選考細則」という。）第6条に規定する意向投票実施委員会（以下「委員会」という。）に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会の会務を掌理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 6 議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営については委員会が定める。

(有資格者名簿及び入場券の交付等)

第3条 委員会は、学長選考・監察会議から意向投票を公示した旨の通知を受けたときは、学長候補者意向投票有資格者名簿を作成し、意向投票日の14日前から前日までの間（休日を除く。）閲覧に供する。

- 2 意向投票有資格者名簿は、別紙様式第1号のとおりとし、各部局毎に作成する。
- 3 意向投票有資格者は、第1項の有資格者名簿に脱落又は誤記があると認められるときは、同項に定める閲覧期間内に委員会に異議を申し出ることができる。
- 4 委員会は、第1項の有資格者名簿に記載された意向投票有資格者に別紙様式第2号の入場券を交付する。

(意向投票の場所)

第4条 意向投票の場所（以下「投票所」という。）は、木花キャンパス及び清武キャンパスにそれぞれ設置するものとする。

- 2 前項の投票所ごとに投票所管理責任者を置き、委員会委員をもって充てる。

(意向投票の方法)

第5条 意向投票有資格者は、所定の投票所において第3条第4項の入場券を受付に提示し確認を受けた後、別紙様式第3-1号又は別紙様式第3-2号の投票用紙を受け取り投票を行う。

(不在者投票)

第6条 意向投票有資格者は、投票細則第3条第2項に規定する不在者投票を行う場合は、不在者投票所内の所定の場所で投票用紙に記載し、投票用紙を不在者投票用封筒に封入し、自ら不在者投票箱に投入する。

- 2 前項の投票は、開票時まで委員会の管理の下に保管する。
- 3 不在者投票用封筒は、別紙様式第4号のとおりとする。

(意向投票の立会人)

第7条 意向投票に立会人を置き、委員会委員をもって充てる。

- 2 立会人は、各投票所に次の人員を配置する。
 - (1) 木花キャンパス：3人
 - (2) 清武キャンパス：3人

(補助人)

第7条の2 委員会は投票細則第3条第1項及び第2項の意向投票の事務を行うにあたり、必要に応じて本法人の職員の中から補助人を置くことができる。

- 2 補助人は、委員の業務を補助する。
- 3 補助人は、委員会が関係部局の協力を得て委嘱する。

(開票)

第8条 開票は、木花キャンパスの所定の開票所において行う。

- 2 各投票所の管理責任者は、投票締切後、投票箱を密封し、投票受付名簿及び残余の投票用紙とともに開票所に移送し、委員会委員長に引き継ぐ。
- 3 委員会は、各投票所から投票箱の移送を受けた場合は、不在者投票分を加えて直ちに開票する。

(投票の効力)

第9条 投票は、次の場合は無効とする。ただし、氏名を誤記したもの、又は氏のみを記載したものについては、特定の者を指示していることが明らかであると委員会が認めた場合に限り有効とみなす。

- (1) 1人を超えて記載したもの
- (2) 所定の用紙を用いていないもの
- (3) 氏名が明らかでないもの

(投票結果の報告)

第10条 委員会は、意向投票の開票が終了したときは、速やかに投票結果に関する報告書(別紙様式第5号)を作成し、意向投票有資格者名簿を添えて、学長選考・監察会議に報告するとともに、別紙様式第6号により学内に公示する。

(公示及び意向投票有資格者への通知の方法)

第11条 委員会は、本取扱要項に基づく公示及び意向投票有資格者への通知は、学内ポータルサイトにおいて行う。

(事務)

第12条 委員会の事務は、宮崎大学企画総務部総務広報課において処理する。

(取扱要項の解釈)

第13条 この取扱要項の解釈について疑義が生じた場合は、学長選考・監察会議が決定する。

附 則

この要項は、平成17年1月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年6月23日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年11月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年1月27日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年6月23日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年6月19日から施行する。

宮崎大学学長候補者意向投票有資格者名簿

(部 局 名)

五十音順

整理番号	職 名	氏 名	投票受付	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

宮崎大学学長候補者意向投票入場券

所 属

整理番号

職 名

氏 名

宮崎大学学長候補者

意向投票実施委員会

(法人宮崎大学印)

投票所	宮崎大学〇〇〇〇〇〇〇〇
投票時間	年 月 日〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

(注意)

- 1 当日は、この券を持参して、上記の投票所の受付に提示してください。
- 2 投票用紙は、受付の際に交付します。
- 3 不在者投票を行う場合は、次の投票所にこの券を持参してください。
投票所： 宮崎大学〇〇〇〇〇〇〇〇
期 間： 年 月 日～ 年 月 日（土日、祝日を除く）
時 間： 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
- 4 この入場券を万一紛失しても投票できます。

<複数人の場合>

様式第3-1号 (第5条関係)

学長候補者意向投票用紙	学長候補者氏名
-------------	---------

(注意)

- 一 右欄内に学長候補適任者の中から一人を正確に記入してください。
- 二 学長候補適任者でない者の氏名を記入した場合は、無効になります。

宮崎大学学長候補者意向投票実施委員会

(法人宮崎大学印)

(黄色の用紙)

<1人の場合>

様式第3-2号 (第5条関係)

学長候補者意向投票用紙	記入欄	学長候補者氏名
-------------	-----	---------

(注意)

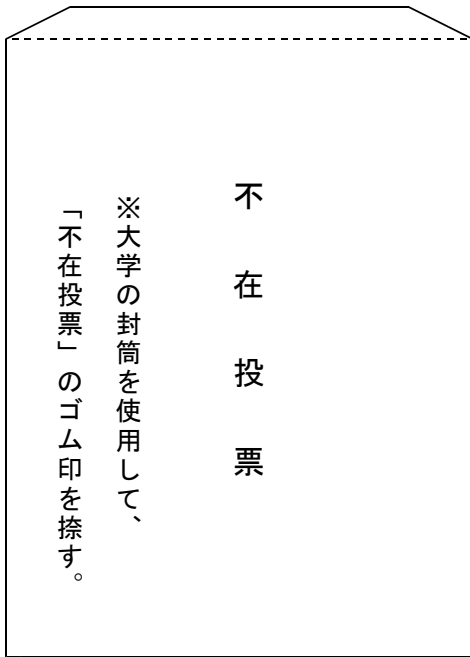
- 一 候補者として信任する場合は、記入欄に○の記号を記載してください。
- 二 候補者として不信任の場合は、記入欄に×の記号を記載してください。
- 三 ○×以外の記号及び無記載のものは無効となります。

宮崎大学学長候補者意向投票実施委員会

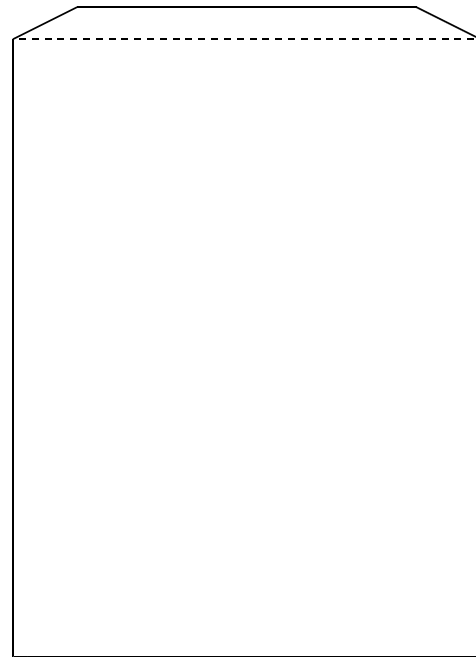
(法人宮崎大学印)

(黄色の用紙)

様式第4号（第6条関係）



（表面）



（裏面）

年 月 日

宮崎大学学長選考・監察会議議長 殿

宮崎大学学長候補者意向投票実施委員会

委員長 ○ ○ ○ ○

宮崎大学学長候補者意向投票結果について（報告）

このことについて、国立大学法人宮崎大学学長選考における意向投票実施取扱要項第10条の規定により、意向投票有資格者名簿を添え下記のとおり報告します。

記

1. 投票日時

2. 投票者数等

投票有資格者数	名
投票者数	名
有効投票数	票
無効投票数	票

3. 投票結果（得票順）

学長候補適任者氏名	得票数	備考

公 示

年 月 日に行われた国立大学法人宮崎大学学長候補者意向投票の結果を国立大学法人宮崎大学学長選考における意向投票実施取扱要項第10条に定めるところにより公示します。

記

1. 投票結果（得票順）

学 ^ふ 長 ^り 候 ^が 補 ^な 適 ^な 任 ^な 者 ^な 氏 ^な 名	得票数

2. 投票者数等

投票有資格者数 名
投票者数 名
有効投票数 票
無効投票数 票

年 月 日

国立大学法人宮崎大学
学長候補者意向投票実施委員会

(法人宮崎大学印)